

複数猫虐待事件に対し厳罰を求める署名

日々のご公務に、感謝申し上げます。

さて、平成十二年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正施工されて以来、徐々にではありますが行政・報道関係・一般の方々の意識にも変化が感じられております。しかし、まだまだ犬猫等を遺棄・虐待する犯罪者も後を絶ちません。このような行為は社会環境の悪化、弱いものいじめ、命の軽視に繋がる問題でもあります。

この度の事件は、横浜市南区・鶴見区に在住する男二名が、自ら飼育をすると偽り動物病院から子猫の譲渡を受けながらなんの抵抗手段も持たない生後 1 ヶ月から 4 ヶ月の子猫 4 匹に対し、「爪を抜く」「舌を切る」「毒物を飲ませる」「水につける」「腰の骨を折る」などの虐待を加え死亡させ、或いは虚脱状態に陥らせるという悪質な犯罪です。更に 4 匹の子猫の生死も全く不明です。

その上、善意で猫の里親探しをしている人達からも猫を騙し取ろうとしたり、公園にいる猫たちを捕まえようとキャリーを持ってうろついているのを犬の散歩中の女性に目撃されたりもしています。

一方で飼い主に見捨てられ路頭をさまよう哀れな猫たちを保護し、愛情・時間・お金・手間をかけ小さな命を救おうと必死に活動している人間もいます。経費はすべて自己支出であり、代償は唯一「猫たちが幸せになること」です。見殺しにできなかった小さな命を救い幸せにできた喜び、それ以外になにもありません。

それに反し、この男たちは働くことなく、多くの人々が額に汗して働いた貴重な税金の恩恵を受けながら、ひたすら虐待目的で子猫を得るために時間を費やし、入手した猫達に虐待を繰り返しています。まさしく善良な市民の心を逆なでする行為です。

多くの犯罪者が過去に動物の虐待経験を持つと言われています。動物の虐待から人間への犯罪に移行しているという事実もあります。自己満足のために命をもてあそぶこのような犯罪がなすすべもなく見逃される事態になれば、更なる犯罪を助長する事になりかねません。

法治国家に暮す私たちや愛護動物の命は、法律により守られているはずです。どうか、法の力で、この事件の実態を解明し正義を示していただきたいのです。今後の同じような犯罪の発生を未然に防ぐ警鐘の意味からも、断固として厳重処罰で対処していただきたく何卒、お願い申し上げます。

氏名（20 才以上の方）	住所＊都道府県名から略さず記入してください。（「」 「同上」は無効）

＊ 送り先 〒231-0021 横浜市中区日本大通 9 横浜地方検察庁 御中

＊ 必ず封筒の上書きに「複数猫虐待事件」と書いてください。